

2025年12月
第一法規株式会社

お客様各位

『新訂第二版 公用文の書き表し方の基準(資料集)』補訂情報について

令和7年12月22日内閣告示第4号により「ローマ字のつづり方」が告示され、同日付け内閣訓令第1号にて「「ローマ字のつづり方」の実施について」が定められました。本書「ローマ字のつづり方」(p205~207)について下記補訂情報をご案内致しますので、書籍と併せてご確認ください。

※文化庁HPでも確認できます。以下のサイトをご覧ください。

https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/naikaku/roma/index2.html

第一法規株式会社
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
<https://www.daiichihioki.co.jp/>
TEL 0120-203-694/FAX 0120-302-640

ローマ字のつづり方

前書き

- 1 この「ローマ字のつづり方」は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示すものである。
- 2 このつづり方は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 3 このつづり方は、過去の著作や文書におけるつづり方を否定するものではない。
- 4 このつづり方は、外来語にのみ用いられる音や国内の各地域に特有の音等については対象としていない。
- 5 このつづり方は、「本表」と「添え書き」から成る。「本表」には国語をローマ字で書き表す際に用いるつづり方を掲げた。また、「添え書き」には「本表」を使用する上で必要となる個別の事項を示した。
- 6 ローマ字のつづり方は、幾つかの方法で行われてきたものであり、「本表」に示すもの以外のつづり方にも意義や用途がある。参考のため、「(付) 対照表」において、「本表」のつづり方とそれ以外のつづり方との対照を示した。

本 表

ア a	イ i	ウ u	エ e	オ o			
カ ka	キ ki	ク ku	ケ ke	コ ko	キヤ kyā	キュ kyū	キョ kyō
サ sa	シ shi	ス su	セ se	ソ so	シャ shā	шу shū	ショ shō
タ ta	チ chi	ツ tsu	テ te	ト to	チャ chā	チュ chū	チョ chō
ナ na	ニ ni	ヌ nu	ネ ne	ノ no	ニヤ nyā	ニュ nyū	ニョ nyō
ハ ha	ヒ hi	フ fu	ヘ he	ホ ho	ヒヤ hyā	ヒュ hyū	ヒョ hyō
マ ma	ミ mi	ム mu	メ me	モ mo	ミヤ myā	ミュ myū	ミョ myō
ヤ ya		ユ yu		ヨ yo			
ラ ra	リ ri	ル ru	レ re	ロ ro	リヤ ryā	リュ ryū	リョ ryō
ワ wa				$\left(\begin{smallmatrix} ヲ \\ オ \end{smallmatrix} \right)$			
ガ ga	ギ gi	グ gu	ゲ ge	ゴ go	ギヤ gyā	ギュ gyū	ギョ gyō
ザ za	ジ ji	ズ zu	ゼ ze	ゾ zo	ジャ ja	ジュ ju	ジョ jo
ダ da	$\left(\begin{smallmatrix} ヂ \\ ji \end{smallmatrix} \right)$	$\left(\begin{smallmatrix} ツ \\ zu \end{smallmatrix} \right)$	デ de	ド do	$\left(\begin{smallmatrix} ヂヤ \\ ja \end{smallmatrix} \right)$	$\left(\begin{smallmatrix} ヂュ \\ ju \end{smallmatrix} \right)$	$\left(\begin{smallmatrix} ヂョ \\ jo \end{smallmatrix} \right)$
バ ba	ビ bi	ブ bu	ベ be	ボ bo	ビヤ byā	ビュ byū	ビョ byō
パ pa	ピ pi	ブ pu	ペ pe	ボ po	ピヤ pyā	ピュ pyū	ピョ pyō
ン n							

※ ()を付したつづりは、現代において、別の仮名に対応する音と同じ発音をするものとして扱われるため、このつづり方においては使い分けをしない。

添え書き（本表を使用する上での個別の事項）

本表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

1 撥音（はつねる音）「ン」は、例に示すように n と書く。

〔例〕 あんまん anman 乾杯 kanpai 銀座 Ginza 新聞 shinbun

2 促音（つまる音）「ッ」は、例に示すように子音字を重ねて表す。子音字が2文字の場合は最初の字（sh の s、ch の c 等）を重ねる。

〔例〕 雑誌 zasshi 鉄板 teppan 日直 nicchoku 薬局 yakkyoku

3 長音で発音される語は、例の(1)に示すように、母音字の上に符号（「-」）を付けて表す（必要な場合には「^」を用いても差し支えない。）ほか、(2)に示すように、母音字を並べてもよい。母音字を並べて書くときには、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いる。

なお、(1)において〈 〉に入れて示したようなもの（イ列長音で発音される語、エ列長音で発音される語のうちエ列の仮名に「い」を添えて書くもの）については、(2)に掲げたつづりを用いるのが一般的である。

〔例〕

長音で発音される語の例		(1)符号を付けて表す場合	(2)母音字を並べて書く場合
ア列	母(かあ)さん	kāsan	kaasan
	まあ	mā	maa
イ列	かわいい	⟨kawaī⟩	kawaii
	しいたけ	⟨shītake⟩	shiitake
	兄(にい)さん	⟨nīsan⟩	niisan
ウ列	十五夜(じゅうごや)	jūgoya	juugoya
	風流(ふうりゅう)	fūryū	fuuryuu
エ列	ええ	ē	ee
	姉(ねえ)さん	nēsan	neesan
	やじろべえ	yajirobē	yajirobee
	庭園(ていえん)	⟨tēen⟩	teien
	時計台(とけいだい)	⟨tokēdai⟩	tokeidai
	平成(へいせい)	⟨Hēsē⟩	Heisei
	おおかみ	ōkami	ookami
オ列	ほおづき	hōzuki	hoozuki

東北(とうほく)	Tōhoku	Touhoku
房総(ぼうそう)	Bōsō	Bousou
大道具(おおどうぐ)	ōdōgu	oodougu
凍り豆腐(こおりどうふ)	kōridōfu	kooridoufu

4 撥音を表すnと次の母音字又はyとを切り離したり、母音字が連續するときに長音でないことを示したりする必要がある場合など、音の切れ目を示すためには、例に示すように「'」を用いる。

[例] 単位 tan'i 船員 sen'in
 園遊会 en'yūkai/en'yuukai 問屋 ton'ya
 大伯(叔)父 oo'oji (ōoji) 小唄 ko'uta

5 複数の語等によって構成される語を分けて書く場合には、例に示すように「-」を用いることができる。

[例] 九谷焼 Kutani-yaki 田中さん Tanaka-san
 七五三 shichi-go-san

6 固有名詞は、語頭を大文字で書く。

7 ローマ字によって文を書くときには、次に示すような点に留意する。

- ・書き始めの語頭は大文字で書く。
- ・区切り符号には、「,」(コンマ)と「.」(ピリオド)を用いる。
- ・助詞の「は」「へ」「を」は、それぞれ「wa」「e」「o」と書く。

8 この「ローマ字のつづり方」は、現状に混乱を来すことのないよう、各分野で用いることのある表記について直ちに変更を求めるものではない。各分野で用いることのある表記とは、外国語の表記に準じ国際社会で広く用いられるものなど、例に示すようなつづりを指す。ただし、それぞれにおいて改めて表記の在り方を検討するような場合には、従来の慣行を踏まえつつ、「ローマ字のつづり方」を参考として適切に対応することが望ましい。

[例]

各分野で用いること のある表記	「ローマ字のつづり方」 による表記
judo (柔道)	jūdō/juudou
Tokyo (東京)	Tōkyō/Toukyou
Ohtawara (大田原)	Ōtawara/Ootawara

Shimbashi (新橋)	Shinbashi
ramma (欄間)	ranma
tempura (天ぷら)	tenpura
matcha (抹茶)	maccha

9 個人の姓名や団体名等を書き表す際には、「ローマ字のつづり方」を参考としつつ、当事者の意思を尊重するよう配慮するものとする。

(付) 対 照 表

凡 例

- 1 この対照表は、「本表」が示すつづり方と、それ以外のつづり方との関係を示すために参考として掲げるものである。
- 2 この表では、「本表」が示すつづりと、昭和29年内閣告示第1号の第1表の一部と第2表に示されていたつづりを並べ、対照している。「本表」にないつづりには下線を付した。
- 3 下線を付したつづりは、国語の五十音を規則的に示すものである。このうち、右欄(昭和29年内閣告示第2表に示されていたつづり方)のものは、仮名「ち」「づ」「を」等に対応しており、個人名や団体名などの固有名詞に用いられる場合がある。
- 4 ()を付したつづりは、「本表」で「現代において、別の仮名に対応する音と同じ発音をするものとして扱われるため、このつづり方においては使い分けをしない」とされているものである。
- 5 表の最後に、「ka」と「kwa」、「ga」と「gwa」を対照しているが、「kwa」「gwa」は、歴史的仮名遣い「くわ」「ぐわ」と対応する場合にのみ用いられたものである。現代仮名遣いにおいて、「くわ」「ぐわ」は、「か」「が」と書き、使い分けをしない。

対 照 表

「本表」のつづり方	昭和29年内閣告示第1表 に示されていたつづり方	昭和29年内閣告示第2表 に示されていたつづり方
シ shi	<u>si</u>	shi
チ chi	<u>ti</u>	chi
ツ tsu	<u>tu</u>	tsu
フ fu	<u>hu</u>	fu
〔ヲ o〕	o	<u>wo</u>
ジ ji	<u>zi</u>	ji
〔ヂ ji〕	<u>zi</u>	<u>di</u>
〔ヅ zu〕	zu	<u>du</u>
シャ sha	<u>sy</u> <u>a</u>	sha
シュ shu	<u>sy</u> <u>u</u>	shu
ショ sho	<u>sy</u> <u>o</u>	sho
チャ cha	<u>ty</u> <u>a</u>	cha
チュ chu	<u>ty</u> <u>u</u>	chu
チヨ cho	<u>ty</u> <u>o</u>	cho
ジャ ja	<u>zy</u> <u>a</u>	ja
ジュ ju	<u>zy</u> <u>u</u>	ju
ジョ jo	<u>zy</u> <u>o</u>	jo
〔ヂヤ ja〕	<u>zy</u> <u>a</u>	<u>dy</u> <u>a</u>
〔ヂュ ju〕	<u>zy</u> <u>u</u>	<u>dy</u> <u>u</u>
〔ヂヨ jo〕	<u>zy</u> <u>o</u>	<u>dy</u> <u>o</u>
カ ka	ka	<u>k</u> <u>wa</u>
ガ ga	ga	<u>g</u> <u>wa</u>